

平成 30 年度税制改正 10

(特例事業承継税制について)

事業承継税制の適用を受けられる要件

適用対象となる会社は、まず、以下の①から⑩までの要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む会社(以下「風俗営業会社」という)に該当しないこと
- ② 「資産保有型会社」(次回以降参照)に該当しないこと
相続等の場合は、相続開始の属する事業年度の直前事業年度開始の日以後の事業年度を通して判定し、認定時には「配当及び役員給与」の加算を行わずに判定
- ③ 「資産運用型会社」(次回以降参照)に該当しないこと
相続等の場合は、相続開始直前事業年度において判定
- ④ 直近の事業年度における総収入金額が 1 円以上であること
- ⑤ 常時使用する従業員の数が 1 人以上であること
- ⑥ その中小企業者の特定特別子会社(その会社及びその代表者並びにその代表者と生計を一にする親族等が 50%超の議決権を有する場合のその会社)が上場会社等、大法人等又は風俗営業会社に該当しないこと
- ⑦ その中小企業者の代表者が経営承継受贈者又は経営承継相続人であること
- ⑧ その中小企業者が拒否権付種類株式(黄金株)を発行している場合には、その種類株式をその中小企業者の代表者以外の者が有していないこと
- ⑨ 非上場であること
- ⑩
$$\frac{\text{相続開始の日の翌日から5月経過する日における常時使用する従業員数}}{\text{相続開始の日における常時使用する従業員数}} \geq 80\%$$
であること

贈与の場合には、上記⑩に代えて「贈与認定申請基準日における常時使用する従業員が贈与時の8割以上を維持していること」が必要となります。